

国港経第4号  
令和2年4月13日

全国港湾労働組合連合会 御中

国土交通省港湾局港湾經濟課長



### 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について（要請）

平素より大変お世話になっております。また、港湾行政へのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、我が国の貿易の約99.7%が港湾を通じて行われていることも明らかなとおり、港湾荷役を担う港湾運送事業は我が国の物流ネットワークを支える重要なインフラです。新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においても、我が国の国民生活と経済活動等を支える上で、港湾荷役の機能が維持されることは極めて重要です。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日に7都府県を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたところであり、港湾運送事業を含む物流・運送サービスを提供する事業者については、新型コロナウイルス感染症対策本部で同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する」事業者として、事業継続を要請されているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にも、港湾運送に従事する方々の感染を防ぎつつ、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、下記のとおり、港運労使の皆様に対して必要なご協力をお願いするとともに、港湾運送事業法に基づく規制について柔軟な運用を行うことと致しましたので、傘下会員・組合への周知を含め、ご協力を賜りますよう、宜しくお願ひ致します。

#### 記

##### 1. 港運労使への要請事項

###### (1) 感染防止対策の徹底

手洗い、咳エチケット等の新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を確実に実施すること。

## （2）陽性者等が発生した場合の適切な対応

役員や従業員に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者が発生した場合、保健所及び国土交通省に速やかに報告を行うとともに、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

また、保健所の指示に従い、感染拡大防止のための措置を適切に講じること。

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合に国土交通省へ報告する際は、「新型コロナウイルス感染症に係る情報提供依頼について」（令和2年3月11日国土交通省港湾局港湾経済課事務連絡）を踏まえ対応すること。

## （3）港湾運送の確保

### ①港湾労働者派遣事業の活用等

港湾運送事業者又は当該港湾運送事業者の下請をする港湾運送事業者（専業の事業者）の役員、従業員又はその家族が新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者となったこと等により、引き受けた港湾運送を行うために必要な労働者が不足した場合には、港湾労働法に基づく港湾労働者派遣事業の活用等により、必要な労働者の確保に努めること。

### ②他の港湾運送事業者等との協力

上記①によっても必要な労働者を確保できない場合には、必要な労働者が確保できるようになるまでの間、他の港湾運送事業者による港湾運送や他の埠頭での港湾運送への変更などを含め、必要に応じ、他の港湾運送事業者の協力を求めつつ、緊急物資その他の貨物の港湾運送に支障が生じることがないよう、適切に対応すること。

### ③緊急物資の優先的な取扱い

新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（国又は都道府県知事の指定を受けた外航海運事業者、内航海運事業者、貨物自動車運送事業者等）に対し、国、都道府県等から運送の要請があった緊急物資については、他の貨物に優先して運送すること。

また、国、都道府県又はこれに準ずる者から優先的な運送の要請があった緊急物資に準ずる貨物についても、他の貨物に優先して運送するように努めること。

### ④事前協議制度等に基づく労使協議における柔軟かつ機動的な対応

上記①・②を含め、港湾運送の確保のために講じようとする措置が、事前協議

制度等に基づく労使協議の対象となる場合にあっては、緊急物資の輸送を含め、国民生活等に必要な物流を安定的に確保するため、迅速に結論が得られるよう、港運労使において、可能な限り柔軟かつ機動的な対応を行うように努めること。

#### ⑤事業継続計画（BCP）の策定・変更

新型コロナウイルス感染症の拡大時にも港湾運送事業の継続を確保するため、自社の事業継続計画（BCP）の策定又は変更に努めること。

### 2. 港湾運送事業法に基づく規制の柔軟な運用

#### （1）港湾運送事業法に基づく監査等の取扱い

港湾運送事業法に基づく下請の制限（第16条）や事業計画に定める業務の確保（第17条の2）に関する規定等に形式的には違反している場合であっても、当該違反の原因が、専ら港湾運送事業者又は当該港湾運送事業者の下請をする港湾運送事業者（専業の事業者）の役員、従業員又はその家族が新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者となったこと等であることが客観的に確認でき、緊急物資等に係る物流を確保するためにやむを得ない事由があるものと認められる場合は、当該港湾運送事業者に対する監査や行政処分・行政指導等について柔軟に取り扱う方針であること。

#### （2）港湾運送事業報告の取扱い

港湾運送事業報告規則第2条に基づいて、令和2年4月30日までに提出することが求められているものについては、令和2年6月1日までに提出すれば良いこととすること。

なお、電子メールや郵送による提出も可能であること。